

岐阜県公報

目 次

告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定に関する告示の一部改正
 (廃棄物対策課)
 一七 ページ

内水面漁場管理委員会告示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示(内水面漁場管理委員会)
 水産動物の採捕の禁止の指示
 (同)
 一八

第五種共同漁業権の免許に係る平成二十四年度魚種別増殖方法及び指示数量
 (同)
 一八

公 示

指定管理者の指定
 (スポーツ健康課)
 二二

落札者等に関する公示
 (会 計 課)
 二三

告 示

岐阜県告示第四号

指定区域の指定に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第四百八十号)の一部を次のとおり改正する。

平成二十四年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

指定番号	所在地	埋立地の区分
一七	恵那市山岡町原二五二の二部、二五三一 一四七の一部、二五三一 一六七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地
一七二	恵那市山岡町原二五二 三の一部、二五二 一 一八の一部、二五二 一五二の一部 一五三二 一〇、一五三二 一四七の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に掲げる埋立地

第 二 千 三 百 十 一 号
 平 成 二 十 四 年 一 月 十 日

(火 曜 日)

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり決定したので告示する。

平成二十四年一月十日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太田嘉俊

一 指示の内容

(一) 持ち出しの禁止

公共水面において、コイ（マコイ及びニシキコイ）がコイヘルペスウイルス病にかかっている場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、当該公共水面の範囲については、内水面漁場管理委員会が定め、三で示すもののほか、別途公表するものとする。

(二) 放流等の制限

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十四年一月一日から平成二十四年十二月三十一日まで

三 コイの持ち出しを禁止する公共水面の範囲

(一) 揖斐川（牧田川合流点から下流の本川）並びに同支川のうち津屋川、大樽川、杭瀬川、相川、東川、五日市川、水門川、新川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

(二) 長良川（板取川合流点から下流の本川）並びに同支川のうち伊自良川、早田川、

新堀川、天神川、正木川、境川、新荒田川、犀川、天王川、吉田川、荒田川、糸貫川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

(三) 木曾川（付知川合流点から下流の笠置ダムまでの間、兼山ダムから下流の今渡ダムまでの間）、同支川のうち新境川、鉄砲川及びこれらに接続する水路・ため池並びに飛驒川（上麻生ダムから下流の本川）

(四) 神通川水系宮川（荒城川合流点から坂上ダムまでの間）並びに同支川のうち高原川、荒城川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、次のとおり指示したので告示する。

平成二十四年一月十日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太田嘉俊

指示の内容

揖斐川上流部の水産資源の繁殖保護を図るため、次のとおり水産動物の採捕を禁止する。ただし、調査研究、増殖を図る目的で、当委員会が特に認めるものについては、この限りでない。

採捕禁止区域	揖斐川町塚地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川並びに同町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川
採捕禁止期間	平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
採捕禁止魚種	全魚種

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百零三条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る平成二十四年度魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。

平成二十四年一月十日

岐阜県内水面漁獲管理委員会

会長 大田 肇 俊

平成 2 4 年 度 魚 種 別 増 殖 方 法 及 び 指 示 数 量

漁業 種 番 号	増殖方法 河川及び区域	魚 種 漁業 協同組合名	種 苗 放 流 (kg)										人 工 化 (万粒)				産卵場造成(箇所)			
			あ ゆ	あまご、 やまめ	銀毛型 あまご	にじま す	いわな	ふな	うなぎ	なまず	もくず か(尾)	あゆ卵	わかさ ぎ卵	うぐい、 おいかわ	もろこ	あじめ どじょう	かじか	よしの ぼり		
内 第2号 共号	大江川(全域)	海津市						340	60	30						3				
内 第3号 共号	中江川(全域)	海津市						60	40	10							2			
内 第4号 共号	揖斐川(今尾橋から下流)	養老郡、海津市			160			920	130	40							3			
内 第5号 共号	揖斐川(今尾橋～根尾川 との合流点)	西濃水産	1,200		80			1,210	95	100	2,500					6				
内 第6号 共号	牧田川(高田橋から上流)	牧田川	300		70		10		20							3				
内 第7号 共号	根尾川(全域)	根尾川筋	7,040		600		5	5	130	10						5				
内 第8号 共号	揖斐川(根尾川との合流 点～西平えん堤)	揖斐川中部	1,800		200			60	30							4				
内 第9号 共号	揖斐川(旧久瀬村)、日坂 川	揖斐川久瀬	180		70		3	2	5							3				
内 第10号 共号	揖斐川(旧藤橋村)、坂内 川	揖斐川上流	1,160		310		2	3	20							3				
内 第11号 共号	長良川(大藪大橋から下 流)	海津市、木曾川 長良川下流			210			200	70	120						1				

内共第42号	宮川（富山県境～飛騨市古川町・同市河合町境）	宮川下流	4,680	440		360	480	5	130							4				
内共第43号	宮川（飛騨市古川町・同市河合町境から上流）	宮川	4,230	430		360	90	5	65							3		5	1	
内共第44号	高原川（全域）	高原川	5,050	1,060		40	80		40							3		5	1	5
内共第45号	小島川（飛騨市河合町・高山市清見町境から上流）	宮川	160	75		60	40	5	10							1		1	1	
内共第46号	荒城川（高山市国府・同市丹生川町境から上流）	丹生川	250	50		10	30									1				
内共第47号	小八賀川（下切発電所えん堤から上流）	丹生川	50	150		10	200									1				
内共第48号	万波川（全域）	宮川下流					60													
内共第49号	大長谷川（全域）	宮川下流					20													
内共第50号	庄川（全域）	庄川	1,720	1,670		360	370	10	30							3		3	3	
合	計		99,560	10,330	1,950	1,445	1,590	5,420	2,562	550	13,940	7,000	360	146	16	109	53	41		

公 示

指定管理者の指定

岐阜アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜アリーナ条例（昭和四十

年岐阜県条例第三号）第十五条の規定により公示する。

平成二十四年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 指定管理者となる団体</p> <p>多治見市平和町四丁目四八番地の 株式会社コパン</p> <p>二 指定の期間</p> <p>平成二十四年二月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>指定管理者の指定</p> <p>岐阜アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）第十五条の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年一月十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 指定管理者となる団体</p> <p>多治見市平和町四丁目四八番地の 株式会社コパン</p> <p>二 指定の期間</p> <p>平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>指定管理者の指定</p> <p>岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例（平成十七年岐阜県条例第三十五号）第十五条の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年一月十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 指定管理者となる団体</p> <p>恵那市長島町正家一丁目一番地 恵那市</p>	<p>二 指定の期間</p> <p>平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>落札者等に関する公示</p> <p>岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。</p> <p>平成二十四年一月十日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>〔犯罪被害者保護自動録画装置の調達に関する落札者等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調達物品等の名称及び数量 犯罪被害者保護自動録画装置 一式 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 平成23年10月27日 4 落札者を決定した日 平成23年12月7日 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市泉町25番地 株式会社工研 代表取締役 高橋 潔志 6 落札金額 18,889,500円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号 <p>〔被害者保護支援システムの購入に関する落札者等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調達物品等の名称及び数量 被害者保護支援システム 50式 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 平成23年10月27日 4 落札者を決定した日 平成23年12月7日 5 落札者の住所及び氏名 京都府京都市山科区御陵大津畑町37番地7 株式会社ケルケ電子システム 代表取締役 仲 良二
---	---

6 落札金額 16,621,500円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

平成二十四年一月十日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター